

自動封入印刷機導入  
仕様書

大 山 町

令和2年

## 1. 総括仕様

### (1) 目的

本仕様書は、大山町ふるさと納税等の広報通知等を発送するにあたり、印刷から封入封緘までの事務の効率化や経費削減を図ることを目的とする。

### (2) 基本事項

本事業の仕様にあたり、本仕様書のほかに大山町財務規則（平成17年大山町規則第45号）を適用する。

#### 【信頼性】

受注者は可能な限り情報を発注者に掲示し、お互い協議の上事業を進めること。

賃借物件については、受注者が責任をもって調達すること。賃借物件に欠陥が発見されたときは、発注者に連絡し迅速かつ的確に対応すること。

#### 【納品期限】

令和2年9月30日までに新規機器を設置し設定し、納入すること。

#### 【導入条件】

受注者は、賃借物件の搬入等の際に施設・機械等の損壊が生じた場合、受注者の責任においてこれを補償すること。

受注者は、納品時に、必要な端末等のドライバーをインストールし、必要なデータ等の設定を行うこと。

搬入及び現地調整作業のために要する費用は、見積額に含むこと。

受注者は、賃借物件について職員等から問い合わせがあった場合にはこれに誠実に対応すること。

#### 【守秘義務】

本仕様書に基づく全ての作業において、町が業務上の情報を提供した場合、これを第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

町が資料を提供する場合、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。

また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

町が提供した情報を第三者に開示する必要が生じた場合は、事前に担当職員と協議のうえ、承認を得ること。

### 【搬入作業等】

納入スケジュールについては、事前に担当職員と協議を行うこと。

マニュアルは、ハードウェア等の納品に併せて納入すること。

空箱・梱包材等の不用品は落札者が持ち帰り廃棄すること。

賃借物件及びその納入について疑義が生じた場合は双方で協議を行うものとする。

### 【操作研修】

受注者は、担当職員及び利用が想定される各施設職員に対し操作研修を実施すること。

また、研修後において、担当職員及び各施設職員が操作方法の疑義が生じた場合は誠実に対応すること。

### 【保守サービス】

・機器が正常に稼動するよう保守サービス（点検調整及び故障修理）を行うこと。

・頻繁に故障が生じるなど、正常な状態で使用ができない場合には、受注者の負担により速やかに代替機を配置すること。

・修理点検の依頼があった場合には、速やかに対応すること。目安として、1時間～1時間30分程度で作業が開始できる体制を整えること。

・保守員は、複合機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。

・また、継続的に経費削減に取り組むため、複合機毎、月毎の使用状況（片面・両面・集約の使用枚数などの情報）を年4回以上提供し、用紙削減・カウント削減に役立つ情報提供をおこなうこと。

### 【条件】

・入札にあたっては、賃借料金見積書の提出をお願いいたします。

・見積書記載額は、消費税を含まない金額とする。

・金額を訂正した見積書は無効とする。

・提出した見積書の引換え及び内容の変更はできない。

・見積書は封筒に入れ、封印のうえ指定期日までに大山町役場 総務課へ提出する。

・下記指定機器以外で入札行う場合は、入札しようとする機器の性能等がわかるカタログ等を添付すること。

### 【業者決定】

見積書に記載された単価を基とするが、下記以外の機種での入札の場合は、性能等を確認した上、最低見積者を決定し契約する。

## 2. 入札に付す機器

ORPHIS GD9630

ORスキャナー HS7000

スキャナースタンド (HS7000)

ORメーリングフィッシャーII

※上記、セットの機器とし他機種であれば、同等以上の性能を有すること。

## 3. 賃貸借料金に係る条件

(1) 賃貸借期間 契約より60カ月間とする。

(2) 賃貸借料金に含める経費は、以下のとおりとする。

- ・搬入料金
- ・専用スタンド組立設置料
- ・設置料金
- ・フィッシャーシステム取付調整料
- ・スキャナー取付調整料
- ・フィッシャーシステム搬入料
- ・インストール基本料金
- ・機器の保守点検業務 (年2回は、行うこと。)

※なお、インク等の消耗品については、町が別途購入するものとする。

## 4 入札方法

(1) 見積書徴取による入札

(2) 入札金額は、上記に示す費用の総額を支払回数60回で除した金額

(月額、消費税抜き) を記載すること。

5 契約方法 長期継続契約による。

6 支払方法 毎月払いとする。(60回払い)

上記「4入札方法」に記載した入札金額に消費税を含めて得た金額 (1円未満の端数は切り捨てる。) を月額とし、毎月支払うものとする。

## 7 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、町の指示に従うこと。

### (2) リース終了後の取扱い

返却、再リース又は買取のいずれかを発注者及び受注者において 協議の上決定する。